

鳥栖市プレミアム付商品券取扱店募集要項

1 趣旨

消費税率の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として実施するプレミアム付商品券事業において、当該商品券を取り扱う事業所又は店舗（以下「取扱店」という。）を募集する。

2 応募資格

鳥栖市内に事業所又は店舗がある事業者で、次の事業者以外の者

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業を行う者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (3) 鳥栖市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等
- (4) 前3号に掲げる者のほか、本事業の目的に照らして不相当と市長が判断する者

3 登録料

無料

4 申込方法

鳥栖市プレミアム付商品券取扱店申込書に所定の事項を記入し、鳥栖商工会議所（〒841-0051 鳥栖市元町 1380 番地 5 TEL0942-83-3121 FAX0942-83-8888 メール ccts0000@tosucci.or.jp）へ提出する（FAX、メールも可）。

5 申込期間

令和元年6月14日から7月31日まで

8月1日以降も、随時受け付けるが、商品券購入者に配布する取扱店一覧のチラシには掲載できない場合がある。

6 商品券の概要

- (1) 名称 鳥栖市プレミアム付商品券
- (2) 発行総額 4億円
- (3) 発行冊数 80,000冊
- (4) 販売価格 1冊 4,000円（1枚500円券×10枚=5,000円分）
対象者1人につき5冊まで購入できる。
- (5) 割引率 20%（1冊当たり1,000円お得）
- (6) 販売期間 令和元年10月1日～令和2年2月28日

- (7) 利用期間 令和元年10月1日～令和2年3月31日
いかなる理由があろうとも、利用期間を過ぎた商品券は利用できない。
- (8) 換金期間 令和元年10月1日～令和2年4月下旬（*現在調整中）
いかなる理由があろうとも、換金期間を過ぎた商品券は換金できない。
- (9) 釣銭 出さない
- (10) 商品券の使用対象外となる物品又は役務は、次に掲げるものとする。
- ①不動産・金融商品の購入等、明らかな資産形成で、消費の下支えとは言い難い出資
 - ②たばこ
 - ③商品券、切手、印紙、図書券、各種金券、プリペイドカード等換金性の高いもの
 - ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業において提供される役務
 - ⑤国税、地方税、使用料等の公租公課
 - ⑥株券、債券、手形等の有価証券
 - ⑦その他消費税率引上げ直後の6か月以内の消費に確実につなげるという本事業の趣旨にそぐわないもの

7 注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (2) 市が配布する商品券取扱店ツールを消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (3) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- (4) 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに市に連絡すること。その際の責については市にて協議する。
- (5) 換金目的での商品券の購入を行わないこと。
- (6) 自社商品の購買に商品券を利用しないこと。
- (7) 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (8) 商品券を事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払いに使用してはならない。
- (9) 市は、取扱店がこの要項の各事項に違反すると判断したときは、取扱店資格を取り消すものとする。